

【4月改正】特定の法人の電子申請の義務化

2020年4月から特定の法人について、社会保険・労働保険等の一部の手続きにおいて、電子申請が義務化されます。

特定の法人とは

中小企業の区分とは異なるため注意！

- 資本金又は出資金が **1億円** を超える法人
(銀行等保有株式取得機関に納付する拠出金が1億円を超える法人含む)
- 相互会社 (保険業法)
- 投資法人 (投資信託及び投資法人に関する法律)
- 特定目的会社 (資産の流動化に関する法律)



一部の手続とは

健康保険 厚生年金保険	●被保険者報酬月額算定基礎届 ●被保険者報酬月額変更届 ●被保険者賞与支払届
労働保険	●年度更新に関する申告書 (概算保険料申告書・確定保険料申告書・一般拠出金申告書) ●増加概算保険料申告書
雇用保険	●被保険者資格取得届 ●被保険者資格喪失届 ●被保険者転勤届 ●高年齢雇用継続給付支給申請 ●育児休業給付支給申請

一般的に電子申請は「e-Gov (電子政府の総合窓口)」で行います。開始するためには電子証明書を取得する等の手続が必要です。現在は特定の法人に限られますが、今後は特定の法人に限らず電子申請が義務化されることが予想されます。

【4月改正】中小企業の時間外労働の上限規制

2019年からの適用を猶予されていた中小企業ですが、**2020年4月1日以降**を起算日とする36協定を労働基準監督署に届け出をした場合に、当該**36協定の起算日**から時間外労働の上限規制の適用対象となります。

時間外労働の上限規制	特別条項付き36協定	法定休日労働含め 1月: 100時間未満 2月~6月平均: 80時間以内
	法定休日労働含まず 1年: 720時間以内	かつ
	1月: 45時間(42時間)を超えることができる回数は、年間: 6回まで	
	36協定 (36協定の締結 → 労働基準監督署に提出 → 免罰効果) 法定休日労働含まず 1月: 45時間以内 かつ 1年: 360時間以内 (3ヶ月超の1年単位の変形労働時間制 1月: 42時間以内 かつ 1年: 320時間以内)	
原則	法定労働時間 1週: 40時間以内 かつ 1日: 8時間以内	



臨時的な
時間外

通常の
時間外

今までは上限のなかった時間外労働について限度時間が設けられたため、**限度時間を超えて労働させた場合には、刑事罰の対象**となります。

従業員に対して「残業をするな」と言うだけでは、結果的に時間外労働の削減には繋がりません。システム・設備の見直しによる生産性の向上や、一定期間ごとに業務の繁忙期・閑散期があるような企業においては変形労働時間制の導入などを検討し、従業員の働きやすい環境づくりをすることが大切です。



おしながき

- ▶ 特定法人の電子申請の義務化 ... P 1
- ▶ 中小企業の時間外労働の上限規制 ... P 1
- ▶ 受動喫煙の防止措置 ... P 2
- ▶ サトーが働き方改革実践企業に認定 ... P 3
- ▶ いろんな企業のユニークな特別休暇の紹介 ... P 4
- ▶ スタッフ紹介 ... P 4

3月・4月の労務/税務

- 3月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格届の提出
- 3月16日
 - 確定申告の期限
- 3月31日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
- 4月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格届の提出
- 4月30日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出

【4月改正】受動喫煙の防止措置

改正健康増進法の対応として、企業には受動喫煙の防止措置を講じることが義務化されていますが、法令遵守への対応が進んでいない企業が非常に多い現状にあります。

子供や患者等が利用する学校・病院・公共施設等は既に2019年7月には敷地内禁煙となり、各行政庁舎では喫煙所が敷地内から撤去されています。一般的な企業は第二種施設に該当し、2020年4月から原則として屋内禁煙とする必要があります。



		屋内	屋外
2019年 7月1日 施行	第一種施設 (子供・患者等に特に配慮)	全面禁煙	原則:禁煙 受動喫煙防止措置のと られた屋外喫煙所は設 置可能
	学校・児童福祉施設・病院・行政 庁舎 等		
2020年 4月1日 施行	第二種施設 (第一種以外の施設)	原則:禁煙 受動喫煙防止措置のと られた喫煙専用室は設 置可能	受動喫煙を防止 するための配慮
	事務所・工場・ホテル(客室を除 く)・飲食店・鉄道 等		
	既存特定飲食提供施設	喫煙可能 喫煙可能な場所である 旨を明示	受動喫煙を防止 するための配慮
●R2年4月1日時点で営業中 ●個人又は中小企業が経営 ●客席面積100㎡以下			
2019年 1月24日 施行	家庭・屋外等	受動喫煙を防止するための配慮	



喫煙可能な場所においては、以下の対応が必要です。

- 喫煙可能な場所である旨の掲示
- 20歳未満は立入禁止



第二種施設が屋内に喫煙専用室を設置する場合には、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準(設置場所・壁や天井で区画されていること・屋外排気装置の設置等)に則った施設を設置する必要があります。
また、自社の事業所が入居しているビルの屋内及び屋外喫煙所について、受動喫煙防止措置が講じられているかをビルの管理会社に確認することも事業主の義務と言えます。ビルの管理会社がまだ措置を講じていない場合には、法令遵守のために措置を講ずるように求めましょう。

屋外喫煙所を設置する際の技術的基準

一般的な企業の第二種施設において屋外喫煙所を設置する際は下記の技術的基準を参考にしましょう。(第一種施設において屋外喫煙所[閉鎖系・開放系の施設]を設置する際は下記の技術的基準を満たす必要があります。)

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」より一部抜粋

(1)屋外喫煙所の設置場所

- ①事業場の建物の出入口や吸気口、人の往来区域等から一定の距離をとる
- ②通気が悪い場所に設置する場合は、たばこの煙の滞留に注意する

(2)屋外喫煙所の施設構造

- ①内部の状況を外部から視認できると、火災防止対策・労務管理が容易になる
- ②たばこの煙は速やかに屋外喫煙所の外に排出し、滞留しない構造にする

(3)屋外喫煙場所の使用方法的周知

- ①同時に喫煙可能な人数の目安を遵守する
- ②喫煙終了時には速やかにたばこの火を消す

開放系の屋外喫煙所
屋根のみの構造又は屋根と一部の囲いのみの構造等

閉鎖系の屋外喫煙所
屋根と壁で完全に囲われ、屋外排気装置等で喫煙所内の環境が管理



サトーが「第6回働き方改革実践企業」に認定されました！



広島商工会議所連合会及び広島県商工会連合会は、広島県内に本社又は事業所を置く企業を対象に、働き方改革に幅広い取組（長時間労働削減・休暇取得促進・多様な働き方等）に関して、PDCAサイクル（計画→行動→評価→改善）によって自律的に取り組み、一定の実績や他社の規範となる成果が認められる企業を働き方改革実践企業として認定しています。第5回までの認定企業総数は221社で、今回新たにサトーを含む56社が認定を受けました。

Action！サトーの制度・取組み

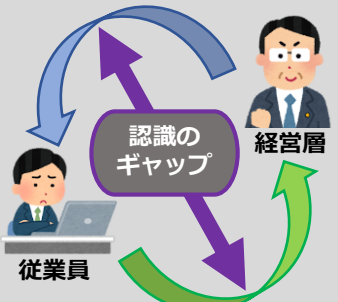
- ①短時間勤務制度の導入
 - 子どもが小学校を卒業するまで、短時間勤務制度を活用
 - 勤務時間は職員の家庭の事情に併せて設定
- ②在宅勤務制度の導入
 - 雇用形態に関わらず、転居する場合でも退職することなく就業を継続
 - IT環境は会社がすべて貸与
- ③フレックスタイム制度の導入
 - 業務の繁閑に合わせて、就業時間を柔軟に設定
 - 以前は残業で対応していたが、労働時間短縮の効果
- ④パート職員の勤務時間の選択の幅を広げる
 - 家庭の事情により、勤務時間帯・勤務時間数を個人ごとに設定
 - 家庭環境の変化等により、勤務時間の変更や担当変更にも対応



広島商工会議所の池田会頭(右)から認定証を受け取るサトー代表社員の佐藤克則(左)

社会保険労務士は、顧客企業の働き方に関して支援する立場でもあります。まずは自分たちから取り組む必要があると考え、今回の働き方改革実践認定企業の申請に至りました。自社の経験で得られたノウハウを実感を込めて顧客企業に広くお伝えしていきたいと考えています。

組織の課題見える化コンサルサービスのご案内

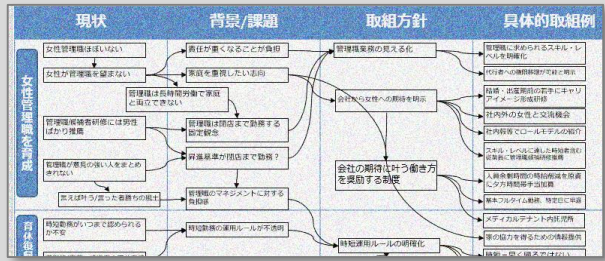


会社の経営計画、課題に沿って働きやすい職場にするための取組をご提案します

ヒアリング
↓
アンケート
↓
課題の分析



アンケート結果をグラフ化。経営層と従業員層の課題観に差があることも。



目に見えるさまざまな課題を掘り起こすと、本質はつながっていることが往々にしてあります。根本原因となる背景を仮説立てて、具体的な取組案をご案内します。

1社30万円～
(税別)

興味のある方は、担当指導員又はHRチーム岡田までお問い合わせください。

いろんな企業のユニークな特別休暇の紹介

労働者にとってなくてはならないもの、それは「休日」です。



厚生労働省の「令和元年版労働経済の分析（労働経済白書）」において、【リカバリー経験（休み方）と「働きがい」との好循環】について分析されており、質の高いリカバリー経験（休み方）が疲労やストレスからの回復を促進し、「働きがい」を高める可能性を示唆しています。
そこで今回はリカバリー経験の例の1つと言える特別休暇の中から、企業が実際に取り入れているユニークな特別休暇の一部をご紹介します。

①ライディングデー	夏1日・冬2日	スノーボード用品販売会社
夏はサーフィン・冬はスノーボードを楽しむための休日です。会社からの補助もあります。		
②二日酔い休暇制度	年2回まで午前休暇	IT関連会社
飲みすぎた次の日に午前休暇を取得できます。 次の日を気にせず飲むことができるすばらしい制度です。		
③プロポーズ休暇	1日	結婚相談所運営会社
従業員が彼氏や彼女にプロポーズすると決めた日に申請できます。 この企業では、バースデイ休暇の他にもパートナーバースデイ休暇といった制度もあります。		
④失恋休暇制度	1日～3日	美容院運営会社
失恋すると、年代に応じて休暇を取得できます。 20代前半：1日 20代後半：2日 30代以上：3日		
⑤ドナー休暇	1日・1週間程度	アウトソーシング事業会社
骨髄ドナーを希望する社員が請求した場合に必要な期間の有給休暇が付与されます。 ドナー登録：1日 骨髄液採取時：1週間程度		
⑥イクまご休暇	年次有給休暇の積立て制度	銀行
孫のために休む日を特別休暇として、年次有給休暇の未取得分を有効活用できます。 年次有給休暇の積立分は他にも、私傷病・ボランティア活動で利用が可能です。		

いかがでしょうか？皆様の会社でも導入してみたい特別休暇はありましたでしょうか？
従業員の働きやすい職場環境の実現に向けて、まずは休み方改革から始めてみても良いかもしれません。

スタッフ紹介

広島事務所
指導員チーム

小田 理沙
(おだ りさ)

血液型：A型
趣味：読書
声優

昨年6月にサトーの仲間となりました。
これまでシステム・保険・人事労務・給与計算の業務に携わってきました。この経験を活かしつつ、さらなる向上を目指したいと思い入社をいたしました。
皆様のお役に立てるようがんばります。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所 730-0037 広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル8F	月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00除く) 電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081
社会保険労務士法人サトー 東京事務所 101-0032 東京都千代田区岩本町3-1-9 リブラ岩本町 I 6F	月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00除く) 電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983